

	質問	回答
1	既設機器を一部再用とする仕様となっていますが、既設機器を流用しない他メーカーでの設備全体の更新は認めていただけますでしょうか。	更新対象機器は、鳥取県中部総合事務所電話交換機設備ほか更新業務仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおりです。仕様書別紙１に記載のとおり既設機器の一部は流用するものとします。